**平成２８年（フ）第１９２７号**
福岡市南区柏原１丁目46番38号
債務者　泉　美穂子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１９６２号**
福岡市中央区薬院１丁目10番17号
債務者　牧野　昌代
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１９７２号**
福岡市東区唐原４丁目６番８―307号
債務者　山下　正男
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１９８７号**
福岡市西区大字徳永1006番地１
債務者　大江伊佐子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１９８８号**
福岡県福津市若木台５丁目19番地の９
債務者　日高　末雄
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１９９１号**
福岡県大野城市緑ケ丘１丁目９番20号
債務者　瓜生　季子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１９９９号**
福岡市博多区堅粕５丁目３番７―402号
債務者　山下　静香
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第４号**
福岡県福津市宮司浜２丁目12番20号
債務者　柏原　敏和
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第５号**
福岡県福津市宮司浜２丁目12番20号
債務者　柏原　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第２１号**
福岡市博多区東月隈４丁目８番７―101号
債務者　川津　章子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第２２号**
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目25番７―103号
債務者　茨木　佑美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第６０号**
福岡県みやま市高田町下楠田1512番地１　みやま市営住宅下楠田団地Ａ―10
債務者　佐戸　良枝
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２９年（フ）第３号**
福岡県大牟田市大字橘1135番地３　びれっじ山帰来201号
債務者　猿渡　啓士
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２８年（フ）第３４４号**
大分県別府市餅ケ浜町５番50号　山本ビル105号
債務者　木原まゆ子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第４６１号**
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番４―11号（パークヒルズ皇徳寺）
債務者　齊藤　浩一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第６１号**
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町14番地19（千年松荘101号）
債務者　窪島　郁未
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２８年（フ）第２８号**
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白133番地
債務者　上野　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２９年（フ）第１号**
兵庫県朝来市和田山町法興寺287番地
債務者　枚田　由美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係